

令和4年度 山形県子どもの居場所運営支援事業

～子どもの居場所づくりの取組みを応援します～

◆募集期間

令和4年7月1日（金）～7月29日（金）

◆事業の内容

令和4年4月1日～令和5年3月31日までに山形県内で実施するもので、次のすべてを満たすもの

【子どもの居場所づくり運営事業】

- (1) 子どもやその家族に、無料又は低額で安心・安全な食事や食材等を提供すること
- (2) 食事の提供のほか、宿題等の自主学習など学びの支援や、地域住民や子ども同士の交流・遊び体験など、子どもの居場所づくり活動を行うこと
- (3) 年間6回以上計画すること
- (4) 地域の実情に応じ、広く参加者を募集すること
- (5) 新型コロナウイルス感染予防対策を十分に行うこと

【食の支援活動と個別相談事業】

- (1) 経済的困窮や社会的孤立などにより困難を抱える子どもとその家庭を対象に、無料で食品等を配布するフードパントリー等の食の支援を行うこと。困難を抱える家庭が、事業実施主体が活動する拠点に来ることができない場合は、郵送や宅配便等によりその支援を行うこと
- (2) 困難を抱える家庭に対し、子育てや家庭生活等に対する相談活動を行い、各種相談窓口や支援制度の紹介、利用についての助言を行うこと
- (3) 年間6回以上計画すること
- (4) 困難を抱える家庭に必要な情報が伝わるよう、地域の実情に応じ関係機関と連携し周知を図ること
- (5) 新型コロナウイルス感染予防対策を十分に行うこと

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、すべての要件を満たせない場合は、ご相談ください。

◆補助対象経費

食材の購入費、会場の使用料等
詳細は交付要綱をご確認ください。



◆補助額

開催回数×1万円（上限12万円）

※1 1年間の補助対象経費の合計または12万円のどちらか小さい額が補助金所要額となります。

※2 対象経費から、参加負担金や寄付金などの収入を控除した額に対して補助されます。

◆必要書類

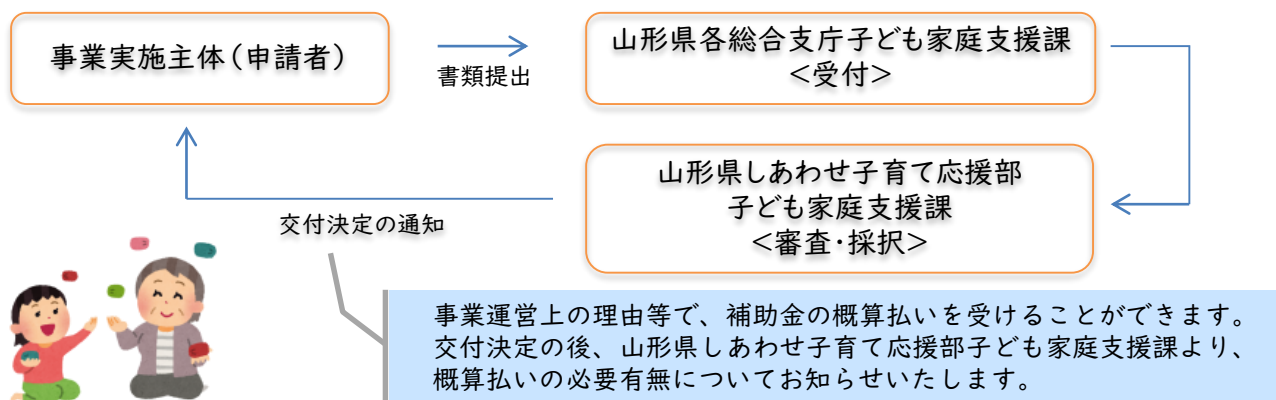
- (1) 交付申請書（規則別記様式第1号）
- (2) 事業計画書（別記様式第1号）
- (3) 所要額調書①（別記様式第2号-1）
- (4) 所要額調書②（別記様式第2号-2）
- (5) 振込先口座申出書

※山形県ホームページに交付要綱や様式を掲載しています。
 ホーム > 組織で探す > 子ども家庭支援課 > 家庭福祉担当
 > 「令和4年度山形県子どもの居場所運営支援事業の募集」で検索ください。

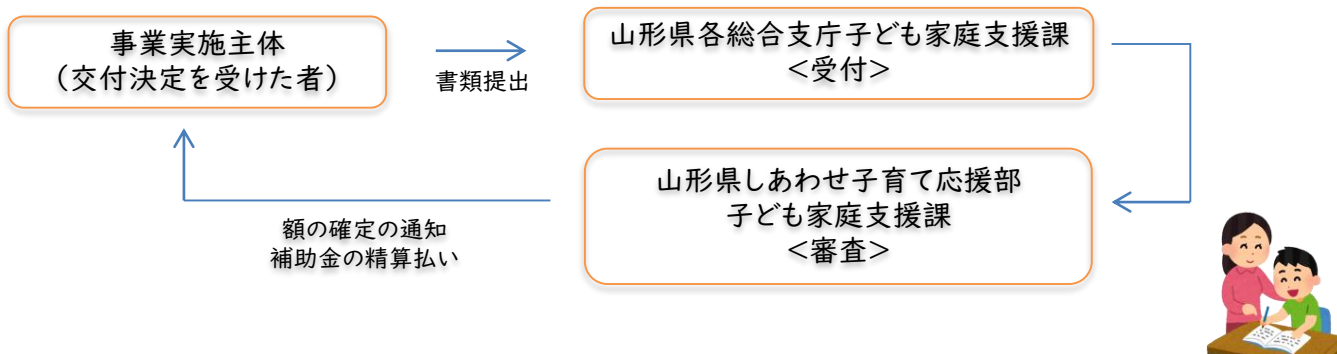


◆手続きの流れ

●補助金の申請



○実績報告（1年間の事業が完了したとき）



書類提出先	所在地	電話番号
村山総合支庁 子ども家庭支援課	山形市十日町一丁目6-6（村山保健所内）	023-621-8178
最上総合支庁 子ども家庭支援課	新庄市金沢字大道上2034	0233-29-1245
置賜総合支庁 子ども家庭支援課	米沢市金池七丁目1-50	0238-26-6027
庄内総合支庁 子ども家庭支援課	東田川郡三川町大字横山字袖東19-1	0235-66-2104

問い合わせ先	所在地	電話番号
山形県 しあわせ子育て応援部子ども家庭支援課	山形市松波二丁目8-1	023-630-2727

☆子どもの居場所づくりに取り組みたい方は、開設の手引きをご覧ください。